

寝屋川市の就学前教育・保育の推進
—市立幼稚園・保育所再編実施計画—

寝 屋 川 市

寝屋川市教育委員会

令和3年9月

I 策定にあたり

国において平成 29 年 3 月 31 日に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」には、共通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期における小学校就学前の子どもに対する教育・保育（以下「就学前教育・保育」という。）においては、子どもたちの資質・能力を一体的に育み、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとされています。

また、本市では、令和 2 年 3 月に策定した寝屋川市教育大綱（以下「教育大綱」という。）において、「“寝屋川”だから学べる」を基本理念と定め、寝屋川市だから学ぶことができる教育内容、教育環境等の実現を目指して教育改革を推進しています。急速な技術改革や、様々な分野でのグローバル化等の進展といった変化の激しい社会情勢の中、子どもたちが自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていくために、ディベート教育、道徳教育等を通じて、子どもたちのコミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」を育むことを目標としています。

本市内の幼稚園、保育所園、認定こども園に通う子どもたちの多くが、市立の小学校・中学校で学ぶことになることから、教育大綱で示した基本理念の考え方は、小学校教育及び中学校教育のみならず、小学校教育との円滑な接続を図ることからも就学前教育・保育においても重要です。寝屋川市の子どもたちの、将来に渡る学びの土台となる就学前教育・保育内容と環境を整え、「考える力」を育むための幼児期ならではの取組を推進することは、市の責務と考えます。

一方で少子化により、家庭での親子関係や兄弟姉妹関係の中で身に付くであろう社会性が生まれにくい、インターネットの普及により友達と外で遊んだことがなく、コミュニケーションが取りにくい子が増えている等の傾向があると言われており、従来、家庭で身に付いていた力が十分に育まれていないのではないかとと思われる課題があります。これらの課題に対応するために、就学前教育・保育施設が、家庭での教育を補完するものとして、子どもの社会性を育む役割を担っていく必要があると考えます。

このような状況の中、寝屋川市及び寝屋川市教育委員会は、寝屋川市立幼稚園・保育

所の在り方に関する審議会に、就学前教育・保育及び市立幼稚園・保育所の在り方について諮問し、

1. 寝屋川市の就学前教育・保育においては、文部科学省、厚生労働省、内閣府が共通して示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をめざして子どもたちの資質・能力を育むとともに、市が推進している「考える力」を身に付けたたくましく生き抜く子どもの育成をめざす「寝屋川教育」の土台として就学前教育・保育を充実させ、小学校教育と円滑に接続させることが重要です。市においては、「子育て・教育総合支援本部」を立ち上げ、子育て・教育（就学前の教育及び教育環境の整備）に関する総合的な施策の企画等に取り組んでおられますが、これを受けて、今後、市として特色のある就学前教育・保育内容等を確立し、実践していくための調査・研究を行う組織の設置等を検討すべきと考えます。

2. 寝屋川市立の就学前教育・保育施設には、市として特色ある就学前教育・保育を推進していく役割と、小学校就学前子どもの減少に伴う社会環境の変化に対応していく役割が求められています。これらの課題に、より効果的に対応するには、集団教育・保育を実践できる一定規模の子ども集団が必要であり、市立幼稚園・保育所といった従来の枠組みにとらわれない、市立認定こども園の設置等についても検討すべきと考えます。その際は、

①地域における、市立幼稚園と市立保育所の位置関係や児童数等を総合的に勘案し統合する案（例えば、南幼稚園とあざみ保育所、中央幼稚園とコスモス保育所、啓明幼稚園とさくら保育所など）

②現在は集団教育・保育が成り立っているが、児童数等を見据えながら将来的に認定こども園化を図る案（例えば、北幼稚園とさざんか保育所など）

について検討することが必要です。

との答申を受けました。

以上のことを受け、寝屋川市と寝屋川市教育委員会は、未来を担う子どもが健やかに成長できる環境を実現するとともに、今後の寝屋川市全体の子育て・教育を総合的に支

援する観点から、本市の就学前教育・保育の推進及び市立幼稚園・保育所の再編実施計画を示すものです。

Ⅱ 本市のめざす就学前教育・保育について

現在、幼稚園、保育所園、認定こども園等の就学前教育・保育施設においては、平成29年3月31日に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、それぞれのニーズや課題に応じた教育・保育が行われています。

その中、本市では、子育て及び教育（就学前の教育及び教育環境の整備）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する企画及び総合調整に関すること、子育て及び教育の支援に関する施策の実施の推進に関することを所掌事務とする「子育て・教育総合支援本部」を令和3年4月1日に立ち上げました。

現在、小学校及び中学校で取り組んでいる『考える力』を身に付けたたくましく生き抜く子」を育む「寝屋川教育」について、9年間の「小中一貫教育」という観点に加え、今後、就学前の教育・保育まで視野に入れた、0歳から15歳まで連続した魅力ある教育・保育をめざし実践することで、寝屋川の子どもたちを大切に育てまいります。

その際、寝屋川市内の公立・私立の就学前教育・保育施設に通う子どもたちの多くが寝屋川市立の小学校に入学することから、本市が進めていく就学前教育・保育の内容や方向性等について、私立の幼稚園、保育園及び認定こども園等にも、ご理解・ご協力をいただけるよう、取組を進めてまいります。

今後、子育て・教育総合支援本部と関係部署が連携して、寝屋川市としての魅力を発信できる特色ある就学前教育・保育について調査研究し、実践につながる取組を進めていきます。

Ⅲ 市立認定こども園について

今後「寝屋川教育」を、0歳から15歳までの一貫性のある子育て・教育環境の実現をめ

ざして進めていく観点等から、4、5歳児の教育を担っている市立幼稚園と0歳児から5歳児の保育を担っている市立保育所を統合して市立の幼保連携型認定こども園とします（具体的な方向性についてはP6 IV 市立幼稚園と市立保育所の再編による市立認定こども園の設置についてに記載）。

本市のめざす就学前教育・保育を本市にある全ての就学前教育・保育施設で実践していくことによって、どこの施設に通っていても小学校教育との接続が円滑になり、連続性のある学びにより寝屋川の子どもたちの成長に大きく寄与し、子どもたちの利益につながる事が期待できます。これらを実現するためには、本市がめざす就学前教育・保育の考え方について、合同研修会や研究発表会等により、情報共有に努める等連携を深めていく必要があります。そのけん引役として、市立認定こども園等がその任を担います。

このような他市にはない魅力のある教育・保育を今後、進めてまいります。

なお、市立認定こども園を設置する際の考え方は、以下のとおりです。

① 市立認定こども園の施設について

市立認定こども園の施設については、現在ある市立幼稚園、市立保育所はともに耐震基準を満たしており、認定こども園に移行し利用することが可能と考えられることから、新設ではなく、既存の施設を有効活用するとともに、その際、0歳児から3歳児までの保育設備や調理設備等の有無の条件から、市立保育所の施設を利用し認定こども園へ移行することで、市の財政負担の軽減を図るとともに、子どもたちの教育環境を整えてまいります。

② 市立認定こども園における1号認定(※)の子どもの保育年齢について

現在、市立幼稚園では、4、5歳児の1号認定の子どもの保育を行っています。私立幼稚園や私立認定こども園では、1号認定の子どもについては3歳児（一部施設では満3歳児）から5歳児の保育を行っています。市全体の就学前子どもの数、公私バランス等を総合的に考え、市立の認定こども園の1号認定は、現在の市立幼稚園と同様、4、5歳児の保育を行うこととします。

※1号認定とは…子どもの年齢が満3歳から5歳で、「保育を必要とする事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）」に該当しない場合、4時間程度の教育標準時間で通園する際は1号認定となります。

③ 各市立幼稚園と市立保育所の位置関係と4歳児児童数について

市立幼稚園4園と、市立保育所6所の位置関係は【図】のとおりです。

市の中心部を南北に走る京阪本線の3駅に着目して、市立幼稚園と位置に近い市立保育所を見ますと、香里園駅エリアには北幼稚園とさざんか保育所があり、寝屋川市駅エリアには中央幼稚園とコスモス保育所があり、萱島駅エリアには南幼稚園とあざみ保育所があり、その他エリアとして啓明幼稚園とさくら保育所があります。

【図】 各市立幼稚園と市立保育所の位置



エリア毎の市立幼稚園・保育所の4歳児児童数と保育所定員との関係は【表】のとおりです。

エリア毎の市立幼稚園と市立保育所を統合し、市立認定こども園を設置するとしますと、令和3年5月1日現在香里園駅エリアの北幼稚園とさざんか保育所については、4歳児の合計55人に対し、保育所の4歳児の定員は30人で25人の超過となり、その他

エリアの啓明幼稚園とさくら保育所についても、4歳児の合計31人に対し、保育所の4歳児の定員は28人で3人の超過となります。この2つのエリアについては、保護者の保育ニーズや子どもの数を見据える必要があります。他の2つのエリア（寝屋川市駅エリアと萱島駅エリア）については、令和3年5月1日現在の4歳児の児童数が定員を超過しておらず、今後も小学校就学前子どもの減少が見込まれることから認定こども園に移行しましても、園児の保育を行うことは可能と考えます。

【表】 エリア毎の市立幼稚園・保育所の4歳児児童数と保育所定員との関係

■令和3年5月1日現在の市立幼稚園・保育所の4歳児児童数及び保育所定員

エリア	幼稚園名	4歳児(人)	保育所名	4歳児(人)	幼稚園と保育所 4歳児の合計(人) 【a】	保育所4歳児 の定員(人) 【b】	過不足(人) 【a】 - 【b】
香里園駅	北	26	さざんか	29	55	30	+25
寝屋川市駅	中央	4	コスモス	19	23	23	±0
萱島駅	南	1	あざみ	23	24	30	-6
その他	啓明	10	さくら	21	31	28	+3

IV 市立幼稚園と市立保育所の再編による市立認定こども園の設置について

令和6年4月1日に、南幼稚園とあざみ保育所、中央幼稚園とコスモス保育所を再編し、市立の幼保連携型認定こども園を設置します。北幼稚園とさざんか保育所及び啓明幼稚園とさくら保育所については、保護者の保育ニーズや子ども数を見据えながら、将来的に認定こども園への移行をめざします。

認定こども園の所在地は、施設や在園児の状況等を考慮し、市立保育所に再編することとします。

従って南幼稚園、中央幼稚園の園児募集については、令和4年度(令和3年10月実施)まで従来通り実施し、令和5年度の園児募集(令和4年10月実施)については、新しく設置する認定こども園への移行を見据えた募集とします。

V 今後について

1 教育・保育の推進について

- 令和3年10月 子育て・教育総合支援本部の企画により、関係部署が今後の方策等について、調査研究を進める
- 令和4年以降 調査研究の成果等を踏まえ、教育・保育の内容を確立していくとともに、保護者の保育ニーズを踏まえた保育サービスの充実を図る
- 令和5年4月 特色ある寝屋川市の新たな就学前教育・保育の開始

2 市立幼稚園と市立保育所の再編と幼保連携型認定こども園の設置について

- 令和4年10月 令和5年度 園児募集
(5歳児については市立幼稚園、4歳児については5歳から市立認定こども園に移行するものとして募集)
- 令和5年10月 令和6年度 市立認定こども園園児募集
- 令和6年4月1日 南幼稚園とあざみ保育所、中央幼稚園とコスモス保育所を統合し、市立の幼保連携型認定こども園とする

以上のとおり、本実施計画に基づき、寝屋川市の就学前教育・保育の推進と市立幼稚園・保育所の再編について取り組んでまいります。